

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年6月19日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 北海道指定文化財「神居古潭竪穴住居遺跡」草刈業務委託

(2) 契約の概要

ア 業務内容

北海道指定文化財「神居古潭竪穴住居遺跡」の草刈

イ 履行期間

令和7年6月17日から 令和7年8月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎4階

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課

電話 0166-25-7558

2 契約を締結した年月日

令和7年6月17日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益社団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

4 契約金額

473,000円（うち消費税及び地方消費税相当額43,000円）

5 契約の相手方とした理由

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターであり、提出された見積金額が予定価格内であったため。